

# 令和6年第1回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第1回臨時会
2	開会	令和6年1月30日
3	閉会	令和6年1月30日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	2件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 2件
8	その他	傍聴者 2名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和6年 第1回南幌町議会臨時会 会議録

令和6年1月30日(火)  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 惠 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

4番	熊 木 惠 子	5番	佐 藤 妙 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	齊 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 主 幹	澤 口 淳
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴木潤也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長) 笠原大介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長) 笠原大介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。  
本日をもって召集されました令和6年第1回南幌町議会臨時会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。  
4番 熊木 恵子議員、5番 佐藤 妙子議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は1月30日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。  
(なしの声。)  
御異議なしと認めます。よって本臨時会は1月30日、本日1日限りと決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和5年11月分及び12月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については御手元に配付したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。
- 日程4 議案第1号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第1号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳出では、令和6年能登半島地震災害義援金の追加、低所得者支援等給付金の給付に係る経費の追加、児童生徒等医療費助成事業費の追加、子ども文化・スポーツ全道大会等補助金の追加、歳入では、低所得者支援等給付金の給付に係る国庫補助金の追加、一般寄付金及び教育費寄附金の追加、ふるさと応援基金繰入金の追加、財政調整基金繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,110万4,000円とするものです。  
詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。副町長。  
副町長 それでは、議案第1号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第7

号)の説明をいたします。初めに歳出から説明いたします。10ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額50万円の追加です。一般管理経費で、令和6年能登半島地震による被災地への支援として義援金を追加するものです。なお、義援金につきましては石川県に送金し、石川県よりそれぞれの被災地へ送られる予定でございます。

3目財産管理費、補正額22万8,000円の追加です。財産管理経費で、教育振興基金積立金を追加するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額3,516万3,000円の追加です。低所得者支援等給付金事業で、国のデフレ完全脱却のための総合支援策として、「重点支援地方交付金」が増額され、低所得者支援及び定額減税を補足する給付といたしまして、令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯に対し10万円、令和5年度分住民税非課税世帯並びに令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯に対し、扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して給付するものです。なお、住民税均等割のみ課税世帯の給付対象は260世帯、住民税非課税世帯並びに住民税均等割のみ課税世帯への追加給付の対象は90世帯160人を見込んでいます。次ページにまいります。

5目ひとり親家庭等福祉費、補正額70万円の追加です。ひとり親家庭等医療費助成経費で、11月からのインフルエンザ等の流行により受診件数が増えたことに伴い、ひとり親家庭等医療扶助費を追加するものです。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額224万4,000円の追加です。児童生徒等医療費助成事業で、11月からのインフルエンザ等の流行により受診件数が増えたことに伴い、医療費審査支払手数料及び児童生徒等医療扶助費を追加するものです。

次に、9款教育費4項2目社会教育振興費、補正額17万2,000円の追加です。青少年健全育成事業で、バレーボール少年団並びにミニバスケットボール少年団が全道大会へ、小学校2年生1名、3年生1名がピアノコンクール全国大会に出場するため補助金を追加するものです。

次に、歳入の説明をします。予算書8ページをごらんください。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額3,516万3,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、低所得者支援等給付金に係る補助金です。

次に、16款道支出金2項2目民生費道補助金、補正額35万円の追加です。5節ひとり親家庭等福祉費道補助金で、ひとり親家庭等医療費助成に係る補助金です。

次に、18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額300万円の追加です。一般寄附金で、栗山町、鳥山電気工事株式会社様より会社設立50周年に際し200万円、岩見沢市、株式会社トッキュウ代表取締役会長、工藤 修二様より叙勲受章に際し、100万円の寄附をいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額21万8,000円の追加です。教育費寄附金で、南幌町淡水魚組合様より寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額232万4,000円の減額です。財源調整を行うものです。

4目ふるさと応援寄附金繰入金、補正額260万円の追加です。事業費追加により、財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ3,900万7,000円を追加し、補正後の総額を81億5,110万4,000円とするものです。以上で、議案第1号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第1号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程5 議案第2号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第2号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、戸籍法の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第2号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本条例の改正につきましては、戸籍法の一部改正により、本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍謄本等を交付、請求できるようになることに伴い、オンライン上で行政手続する際に利用可能な戸籍の証明書として発行する、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の改正を行うものです。それでは、別途配布しています議案第2号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第2条、種類及び金額において、第5号は、電子的な戸籍記録事項の証明情報である、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料、第6号は、同じく除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を規定するものでございます。第1号、第2号、第7号及び第8

号では、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた文言整理を行うものです。次ページになります。

第9条は、引用条文の号ずれを改めるものです。

附則として、この条例は令和6年3月1日から施行する。以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第2号 南幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前9時41分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

4 番 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_